

「魚介類の名称のガイドライン検討委員会」開催要領

第1 趣旨

生鮮食品については、その名称を表示することとなっているが、魚介類は、輸入の多様化や同一魚でも地域や成長段階により呼称が異なるなど特有の事情があることから、名称表示のルールや具体例を示した魚介類の名称のガイドラインとして中間取りまとめを行い、平成15年3月より運用を開始したところである。

ガイドラインの中間取りまとめの運用を開始してから4年が経過し、この間の運用で明らかになった課題等を踏まえ、生産者、流通業者、消費者、学識経験者等からなる「水産物の名称のガイドライン検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、魚介類の名称のガイドラインの改正について検討を行うこととする。

第2 構成

- 1 委員会は、別紙の委員によって構成する。
- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第3 委員長

- 1 委員会には、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。

第4 運営

- 1 委員会は公開とする。
- 2 委員長は必要に応じて、非公開の作業部会を開催することができる。
- 3 委員会の資料は、会議の終了後、ホームページ等に掲載して公表する。
- 4 委員会の議事概要については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等に掲載して公表する。
- 5 委員会に係る庶務は、水産庁漁政部加工流通課において行う。